

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、
下記の件を専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

記

証明書等コンビニ交付システムの不具合によるコンビニ交付サービスの
停止に係る和解について

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による平成24年12月20日議会の議決により指定された「市長の専決事項の指定について」に基づき、次のとおり専決処分する。

令和5年11月7日

国立市長 永見理夫

記

証明書等コンビニ交付システムの不具合によるコンビニ交付サービスの停止に係る和解について

証明書等コンビニ交付サービスの不具合によるコンビニ交付サービスの停止について、次のとおり和解する。

1 和解の相手方

所在地 東京都立川市曙町2丁目22番地の20
名称 行政システム株式会社 東京支店
代表者名 東京支店長 目崎 泰博

2 和解の内容

- (1) 行政システム株式会社は、国立市に対し、和解金として484,391円を支払う。
- (2) 上記以外の債権、債務はない。